

要介護 1～5の方が利用できるサービス(3)

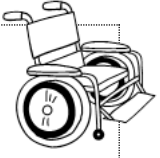
在宅サービス

※自己負担は1割または2割です。本手引きでは、1割の金額を自己負担のめやすとして載せています。

福祉用具の貸与・購入

【福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるため、対象となる品目の福祉用具を福祉用具貸与事業所から借りることができます。

対象となる品目	①車いす★ ④特殊寝台付属品★ ⑦手すり ⑩歩行補助つえ ⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)★	②車いす付属品★ ⑤床ずれ防止用具★ ⑧スロープ ⑪認知症老人徘徊感知機器★	③特殊寝台★ ⑥体位変換器★ ⑨歩行器 ⑬自動排泄処理装置★	
自己負担	貸与料の1割または2割			
(注) ★印の品目は、要介護1の方(⑬については要介護2または3の方を含む)は原則として介護保険の対象外ですが、身体の状態により対象となる場合があります。担当のケアマネジャーにご相談ください。				

【特定福祉用具購入費の支給】

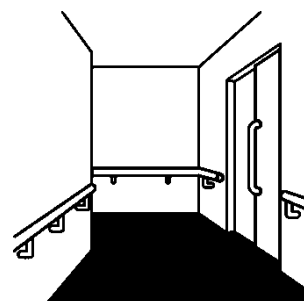
入浴や排せつなど、貸与になじまない福祉用具を、特定福祉用具販売事業所から購入した場合に支給します。いったん費用全額を事業者を支払い、申請により9割または8割が支給されるしくみです。なお、対象費用の1割または2割のみを支払う受領委任払い制度もあります。

対象となる品目	①腰掛便座 ④簡易浴槽	②自動排泄処理装置の交換可能部品 ⑤移動用リフトのつり具の部分	③入浴補助用具
対象となる費用	1年間で上限10万円まで		
自己負担	対象となる費用の1割または2割		

住宅改修費の支給

生活環境を整えるために住宅改修が必要な場合、要介護度に関わらず住宅改修費を支給します。工事の前に事前申請を行い、工事後にいったん費用全額を施工業者に支払ってから支給申請をすることにより、9割または8割が支給されるしくみです。なお、対象費用の1割または2割のみを支払う受領委任払い制度もあります。

対象となる工事	①手すりの取り付け ③すべり防止や円滑に移動するための床材の変更 ④開き戸から引き戸などへの扉の取り替え ⑤和式から洋式への便器の取り替え ⑥各工事に付帯して必要な工事	②床段差の解消
対象となる費用	同一住宅について、20万円まで	
自己負担	対象となる費用の1割または2割	



事前にケアマネジャーや施工業者にご相談ください

- 心身の状態に適した住宅改修を行うため、担当のケアマネジャーまたは担当する高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターに事前にご相談ください。
- 申請手続きには、住宅改修理由書や工事箇所の写真、工事費用の見積書などの添付書類が必要です。